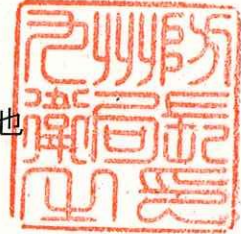


九防調第4863号

令和5年6月8日

佐賀市長 坂井 英隆 殿

九州防衛局長 伊藤 哲也



佐賀駐屯地(仮称)の工事に関する要請について(回答)

令和5年6月6日付け佐市駐対第6号において、貴職からの要請について、下記のとおり回答します。

記

1について

当局としても、周辺の生活環境に十分な配慮を行うことは重要であると考えており、本年4月6日に貴市に対してご説明したとおり、工事期間中においても、騒音、振動等のモニタリング調査を行うこととしています。当該調査の内容も踏まえつつ、周辺の生活環境に十分配慮してまいります。

また、夜間の工事や工事用車両の通行にあたっては関係法令を遵守するとともに、可能な限り昼間に資機材を運搬し、夜間の交通量は可能な限り少なくなるよう努めるなど、周辺の生活環境への影響を可能な限り小さくなるよう努めます。特に、夜間(22時から翌6時までの間)については、佐賀市中心部や川副町、東与賀町の市街地は通行しない経路を設定します。

その上で、佐賀駐屯地(仮称)の予定地は、佐賀空港に隣接しており、また、一部の工事は空港敷地内で実施する必要があります。そのため、昼間に実施した場合、民間機の離発着ができなくなる工事もあることから、夜間の工事や資材の運搬を避けることはできないことをご理解ください。

2について

工事用車両の通行にあたっては関係法令を遵守するとともに、片側1車線以上の道路であり、可能な限り歩道が別に整備されている国道や県道を通行すること、また、夜間(22時から翌6時までの間)については、佐賀市中心部や川副町、東与賀町の市街地は通行しない経路を設定しますが、運搬経路について、モニタリング調査や交通状況等を踏まえ臨機に見直すなど適切に対応する考えです。

3について

当局としても、子供たちの安全の確保は事業を行う上で当然確保しなければならないことと考えており、交通事故等が生じないよう佐賀駐屯地(仮称)整備予定地近隣の小学校・中学校付近には、登下校の時間帯(朝6時から夕方7時まで)に交通誘導員を配置するなど、子供たちが安全に通学できるよう万全の対策を講じる考えです。

4について

工事用資材の運搬車両については、関係法令(法定速度の遵守、過積載の防止、追い越し禁止、横断歩行者優先等)を周知・徹底するため、安全訓練を定期的を実施することとしています。

また、近隣の小学校・中学校付近や工事区域の出入口等には、交通誘導員を配置し、工事用車両と一般車両や歩行者との交通事故防止に努めることとしています。

さらに、工事用車両の通行が一定の時間に集中しないよう、運行台数を把握し、搬入時間を調整するとともに特定のルートに集中しないよう通行ルートの分散を図るよう努めることとしています。

5について

今般の工事説明会について、東与賀、西川副、南川副、中川副、諸富、大詫間の6校区の住民を対象とすることについては、貴市とも調整の上で決定したものです。

また、今後も貴市と調整の上で説明会を実施する考えであることは、市議会において当局より答弁しているとおりです。

休日の説明会については、今月18日に実施する計画であり、時間等の細部が確定次第、住民の皆様に案内を行う計画です。

6について

当然のことながら、当局としては、お問い合わせについて真摯に検討し、出来ることについては速やかに対応することとしています。

今般の要請について、当局以外の事業者に行った同様の要請、またその要請を受け事業者がとった対応や、佐賀市内で行う公共事業について、市が行っている対応を参考としてご教示いただくようお願いいたします。

以上